

通牒セリ。

内閣閣乙第二七號

昭和九年六月一日

内閣書記官長 堀切 善次郎

各省次官
樞密院書記官長
會計検査院長
行政裁判所長官
貴族院書記官長

宛(各通)

六月五日故元帥海軍大將侯爵東郷平八郎葬儀ニ付テハ當日各長官ノ心得ヲ以テ東京所在諸官衙在勤ノ者ニ限リ隨意參拜ノ儀差許サレ然ルベク依命此段及通牒

内閣閣乙第二七號

並美濃縣(十三行全)(宮井)

昭和九年六月一日

内閣官房總務課長 横溝 光暉

内閣官房記録、會計兩課長
内閣恩給、統計、印刷各局長
法制、資源兩局長官
賞勳局總裁

宛(各通)

六月五日故元帥海軍大將侯爵東郷平八郎葬儀ニ付テハ當日各局課長ノ心得ヲ以テ隨意參拜差許サレ然ルベク依命此段及通牒候

三、官廳ノ弔旗掲揚

國葬當日各官廳ニ於テハ弔旗ヲ掲揚シ以テ弔意ヲ表スルコトトシ、六月二日其旨内閣書記官長ヨリ左ノ如ク通牒

セリ。

内閣閣乙第二九號

昭和九年六月二日

内閣書記官長堀切善次郎

各省次官
樞密院書記官長
行政裁判所長官
貴族院書記官長
會計検査院長
宛(各通)

來ル五日故元帥海軍大將侯爵東郷平八郎葬儀當日
各官廳ハ弔旗ヲ掲揚スルコトニ決定致候條御了知相
成度

追テ弔旗ハ大正元年閣令第一號ニ準據シ竿球ハ

並美濃縣(十三行全)宮井村

黒布ヲ以テ之ヲ蔽ヒ且ツ旗ノ上部ニ黒布ヲ附シテ掲揚
シ可然為念申添候

内閣閣乙第二九號

昭和九年六月二日

内閣官房總務課長横溝光暉

内閣官房記録・會計兩課長
内閣恩給統計印刷各局長
法制・資源兩局長官
賞勳局總裁
宛(各通)

依命通牒

來ル五日故元帥海軍大將侯爵東郷平八郎葬儀當
日各官廳ハ弔旗ヲ掲揚スルコトニ決定致候條御了知

相成度

追テ弔旗ハ大正元年閣令第一號ニ準據シ竿球ハ黒布ヲ以テ之ヲ蔽ヒ且ツ旗ノ上部ニ黒布ヲ附シテ掲揚シ可然為念申添候

第二 歌舞音曲停止

大正元年勅令第二號

廢朝ノ結果大正元年七月三十日公布勅令第二號廢朝中服役特免等ニ關スル件ニ依リ廢朝中即チ國葬當日タル六月五日ハ當然ニ歌舞音曲ハ停止ノコトトナレリ。

(參照)

大正元年七月三十日勅令第二號廢朝中服役特免等ニ關スル件

並美濃縣(十三行全六宮井熱)

朕廢朝中服役特免等ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

(總理海軍司法內務
陸軍大臣副署)

廢朝中ハ囚人ノ服役ヲ特免シ死刑及笞刑ノ執行竝歌舞音曲ヲ停止ス

附則

本令ハ大正元年七月三十一日ヨリ之ヲ施行ス